

川越市



青少年相談員

大募集!!

➤「青少年相談員」とは？

地域の子どもたちの「お兄さん、お姉さん」となり、子どもたちの健やかな成長を助け、青少年健全育成に貢献するボランティア団体です。



➤何をやるの？

相談員自ら地域の子どもたちのためにイベントを企画し、集まった子どもたちと、野外活動・工作・レクリエーションを通じて、健やかな成長を見守ります。

相談員自身も地域における青年層のリーダーとして市が行う青少年健全育成事業や地域づくりに参加します。



未経験者大歓迎!! 詳細は裏面をご覧ください。

【問い合わせ】

川越市役所 こども未来部こども育成課

電話：049-224-5724 FAX：049-224-6705

メール：kodomoiikusei★city.kawagoe.lg.jp

*メール送付の際は★を@に替えて送付ください



川越市マスコットキャラクター ときも

青少年相談員概要

(1) 委嘱について

委嘱とは特定の仕事を一定期間任せることを言います。青少年相談員は埼玉県知事及び川越市長から委嘱を受けます。

(2) 任期について

委嘱日から令和6年3月31日まで

(3) 資格・要件など

☆満18歳以上39歳以下の方

☆活動するなかで、知りえた秘密を守ることができる方

★青少年健全育成に理解と関心を持ち、ボランティアとして積極的に活動できる方の応募をお待ちしています。

申込方法

(1) 提出書類

☆青少年相談員申込カード※¹

☆写真（縦4cm×横3cm）を2枚

①上半身正面向き・脱帽、②裏面に住所氏名を記入、③申込カードには貼らずに提出

☆青少年相談員申請承諾書※¹（書類提出時本人が20歳未満の場合に提出）

※¹青少年相談員申込カード等は、「川越市ホームページ」からダウンロードできます。

(2) 提出先

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

川越市役所 こども未来部こども育成課（本庁舎3階）

電話 049-224-5724



川越市ホームページ

* 提出の際は、事前に上記連絡先に電話をお願いします。

* 提出時に簡単な面談を実施します。

活動スケジュール

☆総会

4月は年間計画や、前年度の事業報告のため、総会を実施します。

☆定例会

子どもたちを対象にした企画の立案をするため、月に1回相談員同士で集まります。

☆自主事業

子どもたちを対象に、年4回程度、主に土日を利用し企画した事業を実施します。

（活動事業例：水風船で遊ぼう、自分だけのジャック・オー・ランタンを作ろう、大切な人にクリスマスカードをつくろう、カルタ遊びをしよう等）

☆協力事業

埼玉県や川越市が実施する青少年健全育成関係事業に協力しています。

【年間の活動スケジュール】

月	内容
4	・総会
5	・定例会 ・協力事業
6	・定例会
7	・自主事業
8	・定例会 ・協力事業
9	・自主事業
10	・定例会 ・協力事業
11	・定例会
12	・自主事業
1	・定例会
2	・自主事業
3	・定例会